

寝屋川市立成美小学校いじめ防止基本方針

成美小学校では、令和6年度も「毎日、元気に登校できる子」「誰とでも仲良くできる子」「自分から進んで行動できる子」の育成を重点目標として教職員一丸となって取り組んでいる。この目標には子どもたちが将来、周りの人のことも大切にしながら、明るく、たくましく前向きに生きて欲しいという強い願いが込められている。しかし、昨今の子どもたちを取り巻く社会情勢の中であってはならないが、いじめ事象が生起することも十分に考えられる。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成への重大な影響のみならず、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるという認識のもと、このいじめ防止基本方針を策定し、全教職員でいじめ防止に努めるものとする。

また、学校基本方針は、保護者や地域住民が確認できるようホームページに掲載するとともに、入学式や年度初めの始業式等、全校集会などで周知する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

- (1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ・委員会活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童との何らかの人間関係を指す。
- (2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ※インターネット上で悪口の書き込み等があり、被害児童がそのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合でも、加害児童に対する指導等、適切な対応が必要となる。
- ※いじめに当たる以下のような例であっても、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条に基づく「いじめ防止対策委員会（以下に定義）」で情報共有する。

（例1）好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合

（例2）軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合 等

- (3) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等が、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
(法第8条)

3 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ防止対策のための組織の設置

- ①いじめ防止等の対策や対応と共に、いじめ防止等の取り組みの検証などを実効的に行う組織として、「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を置く。
- ②構成員は、校長・教頭・教務主任・養護教諭・ケース会議コーディネーター・支援教育コーディネーター・学級担任・学年担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとする。

(2) 対策委員会の役割

①未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

②早期発見・事案対処

(i) いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(ii) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(iii) いじめに係る情報（疑いを含む）があった時には、以下のような役割を担う。

○緊急会議を開催するなどして、情報を迅速に共有する

○関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係を把握する

○いじめであるか否かの判断を行う 等

(iv) 被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方法の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

③学校基本方針に基づく各種取組に関する役割

(i) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う

(ii) 学校基本方針の年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する

(iii) 学校基本方針が適切に機能しているかの点検、見直しを実施する

（P D C A サイクル）

4 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

①いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、道徳教育や体験活動等、年間の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度を育てる。

②いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童会や学級会で児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの未然防止に資する活動の取組に努める。

- ③未然防止に係る学校の取組として、運動会、音楽会、林間学舎、修学旅行などの学校行事を通して、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④学校生活アンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例が多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、児童に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的に対処することができるよう、児童・家庭への啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ②いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知しなければならない。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③月1回のいじめアンケートや年2回の教育相談、年2回の保護者懇談の実施など、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携していじめを受けた児童の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。
- ④学校生活アンケートや教育相談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることから、児童からの相談に対しては迅速に対応する。

上記(1)・(2)より、いじめの未然防止及び早期発見については、教育活動全体を通じて取り組むこととし、年間計画を<別紙>に示すものとする。

(3) いじめへの対処

いじめの疑いやいじめが確認されたときは、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童からの事実確認と適切な指導などを対策委員会として行う。また、教育委員会への連絡・相談および市監察課との連絡を行うとともに、事案に応じて関係機関との連携も行う。そのためにも、校内組織の整備に努めるとともに、教職員が平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深められるよう校内研修を充実させる。

いじめが確認されたときの措置は、以下の手順で行うものとする。

- ①教職員は、いじめを発見し、または児童及び保護者等から相談・通報を受けたときは、対策委員会に速やかに報告する中で組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、対策委員会への報告を怠ることがあってはならない。
- ②いじめが確認された場合は、すぐにやめさせ、いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、その再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童に対して、背景を踏まえた適切な指導をするとともに、その保護者への助言を継続的に行う。
- ③校長及び教員は、いじめを行った児童に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。必要ならば、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるような措置をとる。
- ④いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが

起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置を行う。

⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 重大事態への対処

いじめの重大事態とは、

「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 を指す。(法第28条)

①いじめにより、重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会の指導助言のもと、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処する。

②調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報については、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して適切に提供する。

(5) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

(i) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする。）継続していること。

(ii) ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとする。

(iii) 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。

(iv) 行為が止んでいない場合、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(i) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

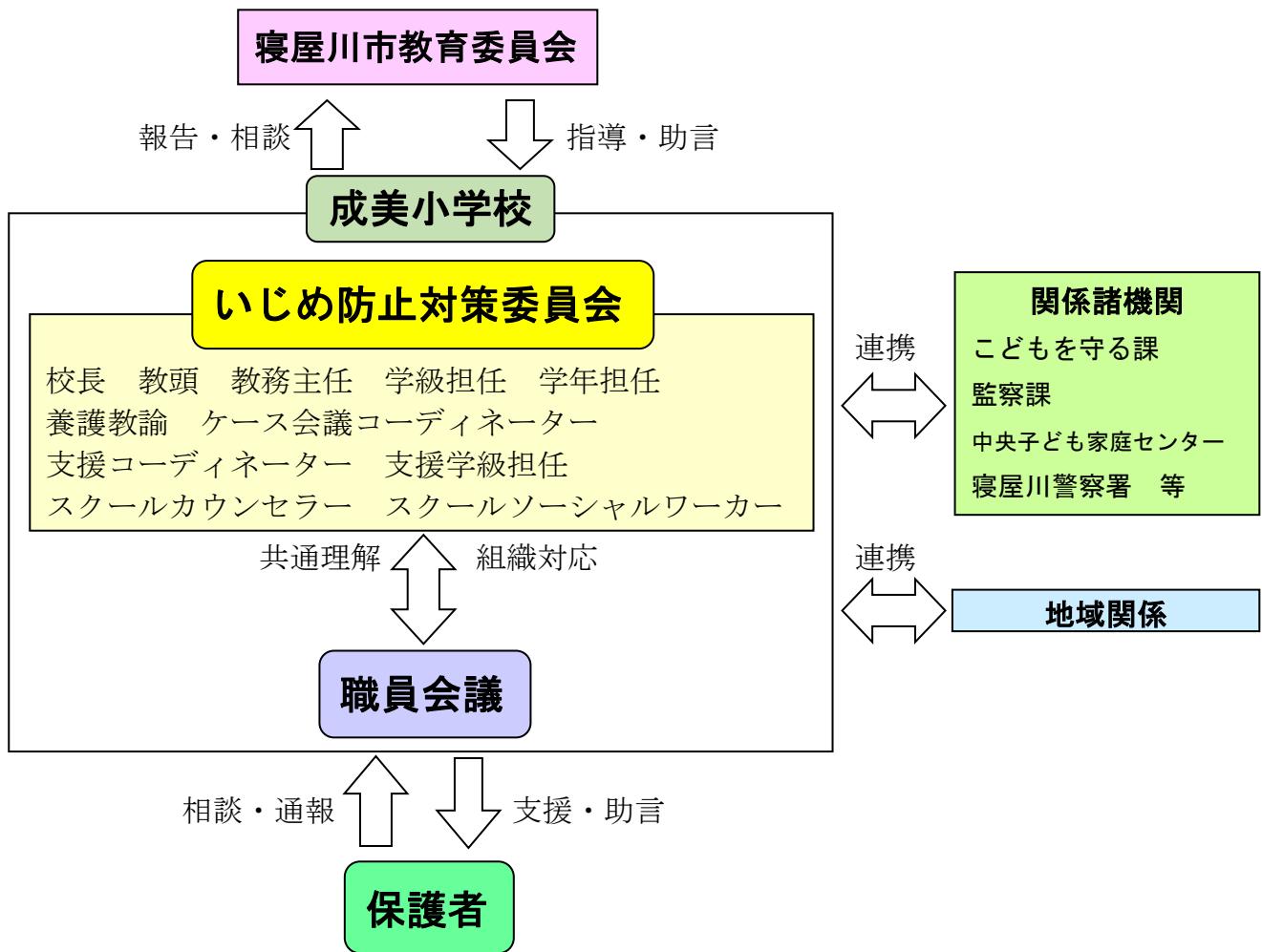
(ii) 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(iii) いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(iv) 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

<別紙1>

学校組織図



<別紙>

いじめ防止のための年間計画

月	いじめ防止のための取組	地域・PTAとの協働
4月	○いじめ防止研修（基本方針の確認） ○いじめ防止対策委員会の開催（定例） ○学級開き（児童へ基本方針を周知） ○学級懇談会（保護者へ基本方針を周知）○家庭訪問	○校区合同パトロール ○学級懇談会 ○地域パトカー運用 ○地区児童会
5月	○校区サミット ○校内人権研修会 ○いじめ防止対策委員会の開催（定例）	○校区合同パトロール ○地域交流活動 ○地域パトカー運用 ○学校運営協議会
6月	○いじめアンケート・面談 ○いじめ防止対策委員会の開催（定例） ○参観・懇談	○校区合同パトロール ○見守り隊感謝会 ○地域パトカー運用
7月	○小学生サミット ○薬物乱用防止教室 ○非行防止教室 ○いじめ防止対策委員会の開催（定例）	○校区合同パトロール ○地区児童会 ○地域パトカー運用
8月	○いじめ防止研修 ○小中学校生活指導研究協議会夏季研修会 ○夏季校区合同研修会 ○いじめアンケート・面談	○校区夜間パトロール ○地域パトカー運用
9月	○校区サミット ○校内研修会（生徒理解） ○いじめ防止対策委員会の開催（定例）	○校区合同パトロール ○青少年健全育成講演会 ○地域パトカー運用
10月	○校内研修会 ○いじめ防止対策委員会の開催（定例）	○校区合同パトロール ○地域パトカー運用 ○学校運営協議会
11月	○いじめアンケート・面談 ○教育相談 ○いじめ防止対策委員会の開催（定例）	○校区合同パトロール ○地域パトカー運用
12月	○中学生サミット（冬サミット） ○二者懇談 ○寝屋川市教育フォーラム ○学校教育自己診断実施 ○いじめ防止対策委員会の開催（定例）	○校区合同パトロール ○地区児童会 ○地域パトカー運用
1月	○小6児童クラブ体験 ○いじめ防止対策委員会の開催（定例）	○校区啓発パレード ○地域パトカー運用
2月	○いじめアンケート・面談 ○参観・懇談 ○いじめ防止対策委員会の開催（定例） ○生徒会小学校訪問 ○新入生保護者説明会	○地域パトカー運用 ○学校運営協議会
3月	○いじめ防止研修（総括）（基本方針の見直し） ○小中連絡会議	○地域パトカー運用

※ 学校・学年行事を通して、集団づくり・仲間づくり進め、いじめの未然防止を図る。

※ ケース会議及び校区ケース会議は随時開催する。 ※ 道徳教育の充実を図る。

※ 連絡帳等で把握した気になる事案についても、随時面談を実施する。

平成26年4月1日策定	平成27年4月1日一部改定	平成28年4月1日一部改定
平成29年4月1日一部改定	平成30年3月31日一部改定	平成31年3月31日一部改正
令和2年3月31日一部改正	令和3年3月31日一部改正	令和4年3月31日一部改正
令和5年3月31日一部改正	令和6年3月31日一部改定	令和6年8月1日一部改定